

籠田公園利用事業者募集要領
(社会実験②)

令和元年 10 月

岡崎市都市整備部
公園緑地課

～初めに～

● QURUWA戦略とは

岡崎市では、乙川リバーフロント地区内の豊富な公共空間を活用した公民連携プロジェクトを実施することにより、名鉄東岡崎駅、乙川河川緑地、桜城橋、中央緑道、籠田公園、りぶら、岡崎公園などの公共空間各拠点を結ぶ約3キロのまちの主要回遊動線QURUWAの回遊を実現させ、波及効果として、まちの活性化（暮らしの質の向上・エリアの価値向上）を図る「QURUWA戦略（乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画）」の実現を図っています。

その中で籠田公園は、乙川リバーフロント地区整備計画に基づき東岡崎駅周辺地区から乙川、歴史的な市街地をつなぐもっとも重要な歩行者導線の拠点となるため、桜城橋、中央緑道と共にそれぞれの魅力を生かす公共空間として再整備された公園で、約7,000㎡の街区公園です。

籠田公園がこれまでどおりイベント会場として使用できるだけでなく、「日常的にも気持ち良く過ごす」をコンセプトとして、噴水やステージ、屋根の下でくつろげる空間、芝生や既存の木を活かした広場を配置するとともに、キッチンカーの乗り入れも可能にしています。

【上位関連計画】

- ・ QURUWA戦略（乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画）

<http://www.city.okazaki.lg.jp/300/306/p022498.html>

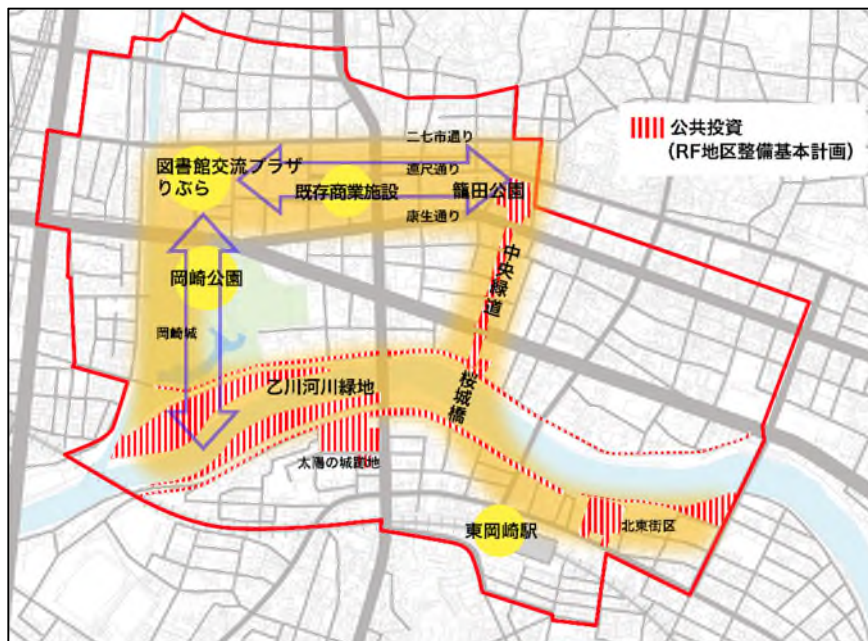
- ・ おとがわエリアビジョン

<http://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1567/1700/p021150.html>

- ・ 乙川リバーフロント地区整備基本計画

<http://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1567/1700/p018581.html>

- ・ その他上位計画については、QURUWA戦略のP3参照



●本事業者募集の狙い

将来的には籠田公園において、物販事業や飲食事業を常設化していくことを考えているため、期間限定で常設的な活動ができる事業者を1者募集します。

～将来像～

・エリアの価値を高める街のシンボルとしてのオープンスペース

⇒街なかの豊かな暮らしを支え、居住環境を向上させる質の高い空間

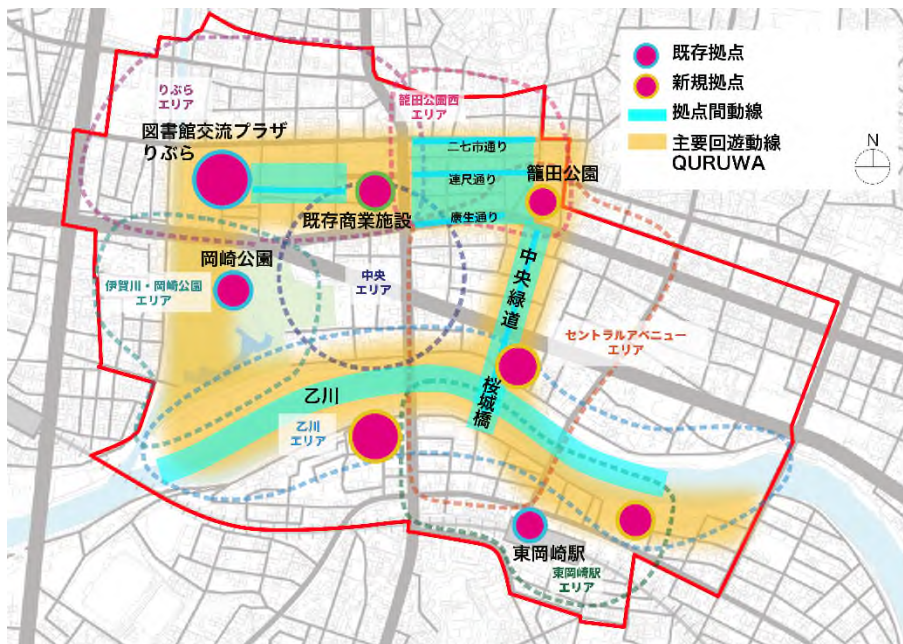
・多様な使い方の実現

⇒民間主体の多様な利活用を促進する制度や仕組みの実現

⇒休日のイベント活用に加え、レジャーや交流あるいはオフィスとして、平日に日常的に利用される空間

・アクセス性の向上

⇒カーシェアやサイクルシェアの導入等による多様なモビリティの設置、地下駐車場の活用等による高いアクセス性の実現を図ります。



なお、この要領に定めのない事項はすべて都市公園法、岡崎市都市公園条例、岡崎市都市公園管理規則、地方自治法、地方自治法施行令、岡崎市予算決算及び会計規則及び岡崎市税外収入の延滞金に関する条例、食品衛生法、岡崎市食品衛生条例、岡崎市食品衛生規則その他関係法令等の定めるところによって処理しますので御承知おきください。

I 出店概要

1 対象公園

- (1) 名称 籠田公園（かごだこうえん）
- (2) 所在 岡崎市籠田町地内
- (3) 面積 約 0.7ha

2 期間

(1) 令和元年11月の1か月間

ただし、11月2日（土）、3日（日）、10日（日）、16日（土）、17日（日）、23日（土）、24日（日）、30日（土）は別イベントが入っているため、除きます。

- (2) 期間には、出店準備、原状回復の期間を含みます。
- (3) 法令、条件等に対する違反があった場合、出店を取り消すことがあります。

II 参加の方法

1 出店の要件

- (1) 現在、飲食業を営業している場合は、保健所の食品営業許可を現に受けている者であること。また、飲食販売を考えている場合には、必要な許可が出店前に得られるようにすること。その他関係法令の必要な許可を取得すること。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置の対象となる者でないこと。
- (4) 破産法に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされた者、又はこれに類似する倒産手続の申立てがなされた者でないこと。
- (5) 市税等の滞納がないこと。

2 出店資格の喪失

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 公園の利用に影響を与える行為があった場合
- (3) 反社会的活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用しようとする場合

3 事前審査の方法

- (1) 必要書類については、必ず市所定の様式を使用すること。
- (2) 必要書類及び添付書類を提出すること。

[必要書類]

名 称	必 要 部 数
① 参加申込書兼誓約書	各 1 部
② 事業内容及び事業計画書	
③ 食品営業許可証（写し）（現在営業する店舗で取得しているもの。また、保健所の許可が必要な業種のみで移動販売等も含む。）	

(3) 留意事項

- ア 必要書類及び添付書類は令和元年 10 月 10 日（木）までに提出してください。
（必着）
- イ 土・日及び祝日は受付しません。
- ウ 提出場所は、岡崎市役所西庁舎4階 公園緑地課で、午前8時30分から午後5時15分の中に提出してください。（郵送による受付は行いません。）
- エ 受付期間を過ぎた申請は無効となります。
- オ 書類は、本人以外による持参でも不備等がなく要件を満たしていれば受付します。
- カ 必要書類及び添付書類は返却しません。また、申請書をはじめとさせていただいた個人情報や社会実験及び今後の利活用の検討等の目的には使用しません。

4 審査

(1) 選定委員会

令和元年 10 月 15 日（火）（予定）に選定委員会を開催し、次号の評価基準に沿って決定します。

(2) 評価基準

評価基準	点数
QURUWA戦略及び籠田公園の特性を意識した事業内容及び事業計画書になっているか。	50
出店日数がどうか。（22日を満点とし、15日以下を0点とします。）	35
既に行われた籠田公園出店事業者募集に参加しているか否か。	15
合計	100

(3) 選定後

令和元年 10 月 18 日（金）までに申込者全員に対し、可否を連絡します。また、選定された事業者は、行為許可申請書を提出していただき、納付書により、必要な都市公園使用料を納付いただきます。

5 その他

- (1) 出店に関し必要な費用は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 出店に当たっては、参加者自らの責任において、関係法令等を十分調査し、事業実施についても、関係法令等に違反しないようにしてください。

Ⅲ 出店に関する事項

1 出店について

常設的な活用のできる事業者を1者募集します。（例：キッチンカー、露店等）

2 制限

- (1) 参加者が指定箇所において、自ら事業を行う場合に限り、他者に権利等を譲渡しないでください。
- (2) 周辺環境への配慮のため、煙や臭い、音や振動等は、極力抑える努力をしてください。

- (3) 食品営業許可等の、営業に伴い関係法令上必要となる申請・届出・検査等については、すべて参加者の責任において行ってください。
- (4) メニュー及び価格については、公園に相応しい利用者のニーズに合った品揃えで、かつ利用しやすい価格設定に努めてください。
- (5) 市が公園での行為が適切でないと判断した場合は変更、中止等を求めることがあります。また、市の求めに応じない場合は出店をさせない又は出店を取り消す場合があります。
- (6) 芝生広場について、芝生の生育状況等により使用できない時、場所がある可能性があります。
- (7) あらかじめ出店するとした日について、減らすことになった場合には事前に必ず協議してください。原則、雨天による中止等は認めません。

3 事業に関する条件

(1) 開催日及び開催時間

ア 開催日

令和元年11月の1か月間

ただし、11月2日(土)、3日(日)、10日(日)、16日(土)、17日(日)、23日(土)、24日(日)、30日(土)は別イベントが入っているため、除きます。

また、少なくとも15日以上は出店してください。

イ 開催時間

原則として午前8時から午後8時の範囲

(2) 経費の負担

ア 清掃、機械警備、設備、修繕、光熱水費等の運営に係る一切の経費は参加者が負担してください。ただし、施設の損傷について、構造上の瑕疵を原因とするものは市の負担とします。

イ 電気は、公園内にある電源設備から使用してください。公園内にある電源設備で不足する場合に限り自家用発電機等の使用を認めます。

(3) 維持管理

ア 使用するエリアの周囲（パーゴラ、園路等）においても、積極的に清掃を行ってください。

イ 張り紙や看板、のぼりの設置については市が認めた場所以外は禁止します。

ウ 車両の乗り入れについて、芝生部分は認めません。それ以外に乗り入れする場合は、来園者の安全や対応に充分配慮をし、市の指示に従い指定場所を通行してください。

エ 公園施設を破損した場合又は来園者との事故が発生した場合は速やかに市へ連絡するとともに、迅速に適切な対処をしてください。また、公園内で発生した事故については、参加者の責任において対処し、費用については参加者の負担とします。

オ 運営に対する問合せ及び苦情については、参加者にて対応してください。

カ 出店期間満了又は出店の取消がなされた場合は、自己の費用で、出店期間内又は市が指定する日までに速やかに原状回復を行ってください。ただし、市が承認

した場合はこの限りではありません。

キ 市が指定する期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを参加者に請求することができるものとします。この場合において、参加者は何ら異議を申し立てることはできません。

ク 原状回復に際して参加者が投じた有益費や必要費が現存する場合であっても、一切市にその償還等の請求することはできません。

ケ 参加者は、事業報告書（別紙様式）を出店終了後に作成し、速やかに市へ提出してください。

コ 節電等、市が行う各種取り組みに協力してください。

サ 付近に無料駐車場はありません。車で来園される場合は、付近の有料駐車場を使用してください。市の施設としては籠田公園地下駐車場があります。

シ テント出店・キッチンカーともに、(火を使用した)加熱調理を行う場合は、必ずブース内に業務用消火器を設置してください。

4 廃棄物の処理

(1) 廃棄物については、事業者の責任において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令に基づき適正処理を行うものとします。

(2) 処理に関する費用は、事業者の負担とします。

(3) 容器入りの飲食料を販売する場合は、その販売する場所の周囲に空き容器の回収箱を設置し、その他周辺に空き容器を散乱させないよう適正に努めてください。

5 検証項目

以下の事項について、検証する予定です。

(1) 利用人数

(2) 利用する人の属性（男女、一緒に来た人等、何で来たか等）

(3) 目的

(4) 印象に残った施設

など

◆籠田公園 (KAGODA PARK) ◆

都市公園名	籠田公園
所在地	岡崎市籠田町地内
面積	約 0.7ha
図面	別紙参照
諸設備	<p>●芝生広場 (約 2,700 m²)</p> <p>●ステージ (東の縁台) ステージ (東の縁台) は、約 85 m²程度 (1200 cm×700 cm程度) の広さです。高さは 3.5m程度です。 なお、後ろに幕がない部分があるため、御自身で用意していただく必要があります。</p> <p>●ステージ (西の縁台) ステージ (西の縁台) は、約 50 m²程度 (1000 cm×500 cm程度) の広さです。</p> <p>●遊具 西側：複合遊具は従前から籠田公園にあったものを移設しています。その他にも幼児用回転遊具が 2 つあります。ゴムチップが下に敷かれており、遊びやすくなっています。 東側：幼児用ブランコが 1 つ、2 連鉄棒が 1 つあります。</p> <p>●噴水 ゴムチップマウンドと一体的に整備されています。</p> <p>●テーブル・可動式チェア 大テーブル 1：固定式 (7212 mm×862 mm×H740 mm) 1 基 大テーブル 2：固定式 (1212 mm×862 mm×H740 mm) 4 基 大テーブル 3：固定式 (3600 mm×1000 mm×H780 mm) 1 基 大テーブル 4：固定式 (1710 mm×700 mm×H780 mm) 1 基 角テーブル：固定式 (1812 mm×862 mm×H740 mm) 3 基 丸テーブル 1：可動式 (φ 800 mm×H740 mm) 14 基 丸テーブル 3：固定式 (φ 400 mm×H740 mm) 2 基 チェア：可動式 (490 mm×510 mm×H775 mm) 93 基 可動式のテーブル・チェアについては、御自由に使えます。</p> <p>●電源設備 全部で 12 基あります。イベントの際の音響設備やキッチンカーの電源などに利用できます。1 基あたり 20Aまで使用することができ、2 口コンセントがあります。1 口が 15Aまで使用できます。</p> <p>●駐輪場 公園の周囲に 4 か所設けています。なお、公園専用の駐車場はありません。</p>

岡 崎 市

〒444-8601

岡崎市十王町二丁目9番地

問合せ先 都市整備部公園緑地課公園活用係

TEL (0564) 23-7406

FAX (0564) 23-6559

岡崎市ホームページ <http://www.city.okazaki.lg.jp/>

Eメール koen@city.okazaki.lg.jp